

◎新潟県告示第70号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系魚野川圏域河川整備計画（令和元年5月新潟県告示第101号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課、長岡地域振興局地域整備部、魚沼地域振興局地域整備部及び南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年1月24日

新潟県知事 花 角 英 世